

平成27年度答申第7号

平成28年 3月25日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

### 個人情報の目的外利用について (答申)

平成28年3月18日付け松健健第304号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 諮問事項

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用について

#### 2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施にあたっては、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

#### 3 市の機関からの諮問内容

##### (1) 事業の名称

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業

(2) 事業の目的・内容

昨今の景気回復傾向による賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するため、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として一人当たり3万円を支給するものである。

(3) 個人情報を利用する理由

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の支給対象者は、平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる者であることから、支給対象者を事前に確実に把握することにより、同給付金の申請勧奨を可能とするとともに、審査・決定・支給手続きにおける市民負担を軽減し、かつ、早期支給に資することなど、市民の利便性を高めるため。

(4) 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる者

なお、平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者は、基準日（平成27年1月1日）時点において、住民基本台帳に登録されている者のうち、平成27年度市民税（均等割）が課税されていない者（市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）であって、生活保護の被保護者等を除いたものである。

(5) 目的外利用する個人情報

- ① 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄）
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市民税課税情報（所得、扶養関係）
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者情報（住所、氏名、生年月日）
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号) に基づく支援給付の受給者情報 (住所、氏名、生年月日)

- ⑤ 昨年度実施した臨時福祉給付金給付事業及び平成27年度臨時福祉給付金給付事業において収集及び保管している支給者情報 (支給状況等情報、書類送付先変更申出情報、金融機関口座情報)
- ⑥ 虐待により施設等に入所措置等がとられている障害者及び高齢者に関する情報 (住所、居所の所在地、氏名、性別、生年月日、入所日、入所事由)

- (6) 個人情報をも目的外利用する課

健康福祉部 健康福祉政策課 (臨時福祉給付金担当)

- (7) 個人情報をも目的外利用する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (予定)

- (8) 業務を所掌する課 (諮問課)

健康福祉部 健康福祉政策課 (臨時福祉給付金担当)

以上